

報告第 22 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 29 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市南部学校給食センター職員駐車場（安曇野市三郷明盛 4753 番地 2）における事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 8 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 損害賠償の相手方

住所 長野県松本市

氏名

2 事故の概要

令和 2 年 7 月 17 日午前 9 時 15 分頃、安曇野市南部学校給食センター職員駐車場において庁務員が草刈機による除草作業中に飛び石が発生し、駐車中の損害賠償請求者の自家用車のリアガラスを損傷したものである。

3 損害賠償の額

本事故の原因は、庁務員の安全確認不足によるため、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は本件事故の相手方に対し、損害賠償金として 97,690 円を支払う。

なお、本事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第 23 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 29 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

豊科南小学校職員駐車場（安曇野市豊科 2613 番地 1）における事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 9 月 14 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 損害賠償の相手方

住所 長野県安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和 2 年 8 月 21 日午前 7 時 40 分頃、豊科南小学校職員駐車場において庁務員が草刈機による除草作業中に飛び石が発生し、駐車中の損害賠償請求者の自家用車の右後部座席のガラスを損傷したものである。

3 損害賠償の額

本事故の原因は、庁務員の安全確認不足によるため、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は本件事故の相手方に対し、損害賠償金として 70,224 円を支払う。

なお、本事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

議案第101号

令和2年度 安曇野市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度安曇野市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,718,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,596,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月29日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		14,938,014	6,629	14,944,643
	1 国庫負担金	2,900,601	6,600	2,907,201
	2 国庫補助金	12,007,368	29	12,007,397
16 県支出金		2,454,090	116,589	2,570,679
	2 県補助金	968,265	108,529	1,076,794
	3 県委託金	208,887	8,060	216,947
19 繰入金		2,794,089	494,782	3,288,871
	2 基金繰入金	2,793,589	494,782	3,288,371
21 諸収入		1,515,851	1,100,000	2,615,851
	3 貸付金元利収入	1,162,010	1,100,000	2,262,010
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		33,175,956	0	33,175,956
歳 入 合 計		54,878,000	1,718,000	56,596,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		14,855,958	21,113	14,877,071
	1 総務管理費	13,750,516	21,113	13,771,629
3 民生費		13,595,600	42,501	13,638,101
	1 社会福祉費	7,211,192	60	7,211,252
	2 児童福祉費	5,601,432	42,441	5,643,873
4 衛生費		5,117,308	10,009	5,127,317
	1 保健衛生費	1,260,902	10,009	1,270,911
6 農林水産業費		1,622,998	16,871	1,639,869
	1 農業費	641,164	16,871	658,035
7 商工費		2,679,058	1,515,000	4,194,058
	1 商工費	2,679,058	1,515,000	4,194,058
10 教育費		3,583,917	7,696	3,591,613
	1 教育総務費	1,180,123	6,904	1,187,027
	5 社会教育費	942,941	792	943,733
11 災害復旧費		23,235	54,810	78,045
	1 土木施設災害復旧費	1,500	31,160	32,660
	2 農林水産施設災害復旧費	21,735	23,650	45,385
13 予備費		50,000	50,000	100,000
	1 予備費	50,000	50,000	100,000
補正に係らない款・項		13,349,926	0	13,349,926
歳 出 合 計		54,878,000	1,718,000	56,596,000

議案第102号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	安曇野市豊科	■■■■■■■■■■
氏 名	飯沼 利雄	

令和2年9月29日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 103 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

住 所	安曇野市三郷小倉
氏 名	二村 美智子

令和 2 年 9 月 29 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 104 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- | | | | |
|---|-----|-----------|-------|
| 1 | 住 所 | 安曇野市穂高 | ■■■■■ |
| | 氏 名 | 中澤 みどり | |
| 2 | 住 所 | 安曇野市明科中川手 | ■■■■■ |
| | 氏 名 | 望月 静美 | |
| 3 | 住 所 | 安曇野市三郷明盛 | ■■■■■ |
| | 氏 名 | 赤羽 篤 | |
| 4 | 住 所 | 安曇野市堀金烏川 | ■■■■■ |
| | 氏 名 | 片桐 厚子 | |

令和 2 年 9 月 29 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 105 号

令和 2 年度あづみ野産業団地拡張事業造成工事第 1 工区請負契約について

令和 2 年 9 月 9 日一般競争入札に付した令和 2 年度あづみ野産業団地拡張事業造成工事第 1 工区について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 2 年度 あづみ野産業団地拡張事業 造成工事 第 1 工区 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 182,050,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 安曇野市豊科 5861 番地 2
猿田建設株式会社
代表取締役 猿田 真由美 |

令和 2 年 9 月 29 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 106 号

令和 2 年度あづみ野産業団地拡張事業造成工事第 2 工区請負契約について

令和 2 年 9 月 9 日一般競争入札に付した令和 2 年度あづみ野産業団地拡張事業造成工事第 2 工区について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 2 年度 あづみ野産業団地拡張事業 造成工事 第 2 工区 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 295,900,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 安曇野市豊科 433 番地 8
株式会社 振興建設
代表取締役 村山 泰弘 |

令和 2 年 9 月 29 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 107 号

令和 2 年度安曇野市立小中学校学習用端末購入に係る売買契約について

令和 2 年度安曇野市立小中学校学習用端末購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 2 年度 安曇野市立小中学校学習用端末購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 215,952,000 円
- 4 契約の相手方 松本市大字和田 4010 番 10
キッセイコムテック株式会社
公共・医療ソリューション事業部長 深石 文夫

令和 2 年 9 月 29 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘